

税

税務署からのお知らせ 消費税軽減税率制度

説明会を開催します

10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」および「週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品などの軽減税率対象品目を取り扱う事業者の人だけでなく、すべての事業者の人に関係があり、準備が必要となります。

左記の日程で消費税の軽減税率制度（軽減税率対象品目の内容など）に関する説明会を開催しますので、ぜひ参加してください。

日時 6月19日(水)・20日(木)
午後2時30分～4時

場所 泉佐野納税協会 3階会議室(口根野36003番地の3)
※会場に駐車場はありませんので公共交通機関などを利用してください。

定員 各80人(先着順)

問合先 泉佐野税務署 法人課税

第一部門 (☎462・3471)

※電話の際は、音声ガイドン

スに沿って「2」を選択してください。申込不要、参加無料。各地で行っている説明会の開催日程については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigen/zeiritsu/06.htm>)をご覧ください。



▲QRコード



6月6日(木)に市・府民税の納税通知書を送付します

問合先 税務課

納期限までに金融機関(銀行・農協・郵便局など)、コンビニ、市役所などで納付してください。(年税額の一括納付もできます)

口座振替を利用している場合は、指定口座の残額確認をお願いします。(領収書は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください)

【納期限内に納めましょう】

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくことになります。必ず期限内に納めてください。

【納め忘れのない口座振替をご利用ください】

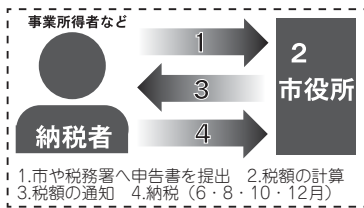
新たに口座振替を希望する人は、通知書に同封の申込書を利用してください。(期別納付2期分から利用できます。期限までに申し込んでください)

◆市・府民税の納め方

【普通徴収】

事業所得者、年金所得者、会社を退職した人などが金融機関などで納税する方法です。

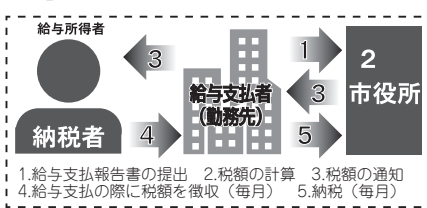
納税通知書により、6・8・10・12月(4回)に分けて納めます。



【給与からの特別徴収】

給与支払者(勤務先)が給与支払時に引き落とした税金を、給与所得者にかわり市に納入する納税方法です。

6月～翌年5月の12ヵ月で徴収します。



【公的年金からの特別徴収(引き落とし)】

年金支払者(日本年金機構など)が年金から引き落としとして市へ納入します。

対象 今年4月1日現在、65歳以上で老齢基礎年金などの受給者

※老齢基礎年金額が18万円未満の人や特別徴収税額が老齢基礎年金額を超える人は対象外

■特別徴収される税額

公的年金に係る所得に対する市・府民税の所得割額および均等割額

※給与所得・事業所得などに係る市・府民税は、引き落とし対象外

■特別徴収の方法

●今年度(新たに対象となった年度)…年税額の4分の1ずつを6・8月に納付書で納付し、残りの年税額の3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落としします。

●2年目以降…前年度の年税額の6分の1ずつを、4・6・8月の年金から引き落とし(仮徴収)します。本年度の年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落としします。

■特別徴収が中止となる場合

特別徴収開始後に、市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、未納分は納付書での納付となります。

※市外への転出、税額の変更が発生した場合でも一定の要件のもと、特別徴収が継続されます。

【減免制度】

解雇による失業のため所得が皆無になるなどで、市・府民税の納付が困難な人は、所得状況などにより税が減額されることがあります。納期限(今年度1期分からの場合は7月1日(月))までに申請してください。

※自己都合や雇用期間満了による退職は対象外です。

■個人の市・府民税課税証明書の発行

市役所税務課窓口で6月3日(月)、コンビニで6月1日(土)より発行可能となります。詳しくは、税務課へ問い合わせてください。

※5月30日(木)はメンテナンスのため、終日コンビニでの課税証明書の発行ができません。

詳しくは、市・府民税の納税通知書に同封される「市・府民税のしおり」または税務課のホームページをご覧ください。